

議案第9号

逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

令和7年2月19日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例（令和5年逗子市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第23条の2第2項の改正規定を次のように改める。

第23条の2第1項中「分別収集するもの」の次に「(生ごみを除く。)」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 指定収集袋の種類は、次に掲げるものとする。

(1) 燃やすごみ用・不燃ごみ用指定収集袋

ア 容量が5リットル相当のもの

イ 容量が10リットル相当のもの

ウ 容量が20リットル相当のもの

エ 容量が40リットル相当のもの

(2) 生ごみ用指定収集袋

ア 容量が3リットル相当のもの

イ 容量が10リットル相当のもの

別表第1の改正規定を次のように改める。

別表第1中「

(1) 市長が収集、運搬及び処分するときは。	一般廃棄物処理計画に定める燃やすごみ及び不燃ごみ	第23条の2の規定により使用する指定収集袋の種類ごとに次に定める金額 ア 容量が5リットル相当の指定収集袋1枚につき10円 イ 容量が10リットル相当の指定収集袋1枚につき20円 ウ 容量が20リットル相当の指定収集袋1枚につき40円 エ 容量が40リットル相当の指定収集袋1枚につき80円
	粗大ごみ（一辺の長さが50cm以上で大型粗大ごみ以外のものをいう。）	1個につき600円
	大型粗大ごみ（規則で定めるものをいう。）	1個につき1,200円

」を「

(1) 市長が収集、運搬及び処分するときは。	一般廃棄物処理計画に定める燃やすごみ及び不燃ごみ	第23条の2第2項第1号に規定する指定収集袋の種類ごとに次に定める金額 ア 容量が5リットル相当の指定収集袋1枚につき10円
------------------------	--------------------------	---

		イ 容量が10リットル相当の指定収集袋1枚につき20円 ウ 容量が20リットル相当の指定収集袋1枚につき40円 エ 容量が40リットル相当の指定収集袋1枚につき80円
	一般廃棄物処理計画に定める生ごみ	第23条の2第2項第2号に規定する指定収集袋の種類ごとに次に定める金額 ア 容量が3リットル相当の指定収集袋1枚につき3円 イ 容量が10リットル相当の指定収集袋1枚につき10円
	粗大ごみ（一辺の長さが50cm以上で大型粗大ごみ以外のものをいう。）	1個につき600円
	大型粗大ごみ（規則で定めるものをいう。）	1個につき1,200円

」に改める。

附則第1項中「令和7年3月1日」を「公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において規則で定める日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

令和7年3月から稼働を予定していた葉山町の生ごみ資源化処理施設の工期の延長に伴い、同月から開始を予定していた生ごみの分別収集・資源化について開始時期を延期するに当たり、改正の要あるため提案する。